

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働二二）

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の第二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（経済産業七）

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境一）

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三）

〔告 示〕

○財団法人全国防犯協会連合会から名称の変更の届出があつた件（国家公安委四）

○財団法人全国防犯協会連合会から名称及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の名称変更の届出があつた件（同五）

○有明海及び八代海の再生に関する基本方針を変更した件（総務・文部科学・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（法務三四）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三五）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三六）

○食糧援助に関する日本国政府とコモロ連合政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八）

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務三三）

○平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同三四）

○平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同三五）

○工場立地に関する準則の一部を改正する件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁三）

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（文部科学一九）

○重要文化財の管理団体の指定を解除する件（文化庁一〇）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があつた件（農林水産二三五）

○保安林の指定実施要件を変更する件（同二三六〜二四四）

○高圧ガス保安法第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（経済産業一〇）

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁三四）

○航路標識に関する件（同二五〜三九）

○道路に関する件（中部地方整備局一〇〜一四）

○都市計画に関する件（中国地方整備局八、九）

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔資料〕

閣議決定等事項

（以下次のページへ続く）

(前のページより続き)

(公 告)

諸事項

官庁

適格機関投資家、有権者申出方、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一〇の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、建設業の営業の停止命令、無縁墳墓等改葬、所在不明の建設コンサルタント関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

職員の内職関係

会社その他

省 令

〇厚生労働省令第十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第六條第二項及び第三項の規定に基づき、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「十二分の一」の下に「普通調整係数を乗じて得た率」を、「との合計額」の下に「から特別調整控除額並びに算定政令第四條第二項及び第七條第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額(以下「高額医療費公費負担額」という。)を控除して得た額」を加え、「(以下「調整前調整対象需要額」という。)に調整係数」を、「以下「補正前調整対象需要額」という。)に補正係数」に改め、同條第二項中「調整係数は」を「普通調整係数は」に、「(小数点以下第十一位未満は四捨五入するものとする。以下「補正前調整係数」という。)に補正係数を乗じて得た率(小数点以下第十一位未満は四捨五入するものとする。)」を「を」を基準として、毎年度、厚生労働大臣が定める率」に改め、同項第一号中「調整前調整対象需要額」を「各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前項第一号に掲げる額に十二分の一を乗じて得た額の合計額」に、「当該後期高齢者医療広域連合に係る」を「各後期高齢者医療広域連合に係る」に改め、「並びに算定政令第四條第二項及び第七條第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金」を削り、同項第二号を次のように改める。

一 各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前項第一号に掲げる額に十二分の一を乗じて得た額の合計額

第四條第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 補正前調整対象需要額

第四條第三項第二号ロ中「補正前調整係数を乗じて得た額」を削り、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第二項の特別調整控除額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を第三号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。)とする。

一 第六條第四号から第九号までの規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に係る特別調整交付金の額(同号に掲げる額については、第一項第一号及び第二号に掲げる額を基礎として算定された額に限る。)

二 第一項第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と同項第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から高額医療費公費負担額を控除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。)

次号において「控除前調整対象需要額」という。から次条第一項各号に掲げる額の合計額を控除して得た額

三 控除前調整対象需要額

第五條第一項中「調整係数」を「補正係数」に改め、同項第一号中「の百分の五」を「に後期高齢者負担率を乗じて得た額から高額医療費公費負担額を控除して得た額の二分の一」に改める。

第六條第一号中「調整前調整対象需要額」を「第四條第一項第一号に掲げる額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と同項第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「調整前調整対象需要額」という。)」に改める。

附 則

(施行期日) 第一條 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 この省令による改正後の規定は、平成二十四年度分の調整交付金から適用し、平成二十三年度分以前の調整交付金については、なお従前の例による。

〇経済産業省令第七号 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)第十一條第三項及び第三十一條の二第三項の規定に基づき、第十一條第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一條の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日 経済産業大臣 枝野 幸男 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一條第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一條の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令(平成二十二年通商産業省令第三百九十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「平成二十三年」を「平成二十四年」に改め、同條の表中「三千九百五十四万三千円」を「三千五百二十七万円」に改める。

第二條中「平成二十三年」を「平成二十四年」に改め、同條の表中「三千五百四十四万六千円」を「三千四百八十八万五千円」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〇経済産業省令第一号

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第十六條第二項及び第七十八條第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日 経済産業大臣 枝野 幸男

環境大臣 細野 豪志

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第七号)の一部を次のように改正する。

第九條第二号中「使用済自動車から鉛蓄電池」の下に「リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池」を加える。

第七十六條第二項第二号中「その他船舶」を「その他の船舶」に改め、「書類」の下に「又は航空機による当該自動車の運送の契約に関する書類」を

加え、同項第三号中「同法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消板登録証明書」の写し又は同法第十六条第五項若しくは第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写しを「次に掲げるいずれかの書類」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該自動車の道路運送車両法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消板登録証明書の写し

ロ 当該自動車の道路運送車両法第十六条第五項又は同法第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し

ハ 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車輸出された旨が記載された道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書

ニ 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車輸出された旨が記載された道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五條の二に規定する検査記録事項等証明書の写し

附則 この省令は、平成二十四年二月一日から施行する。

国土交通省令第三号 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第七号）第十七條の規定に基づき、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日 国土交通大臣 前田 武志 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

様式第三中第三表から第十表までを削り、第十一表を第三表とし、同様式備考3中「湖川」を「湖川」に改め、同様式備考4を削り、同様式備考5を同様式備考4とする。

様式第四備考3中「湖川」を「湖川」に改め、同様式備考4を削り、同様式備考5を同様式備考4とする。この省令は、公布の日から施行する。

告示

国家公安委員会告示第四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十条第一項の規定により全国風俗環境浄化協会として指定を受けた財団法人全国防犯協会連合会から名称の変更の届出があつたので、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）第八条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十一日 国家公安委員会委員長 松原 仁 財団法人全国防犯協会連合会の名称

変更後の名称 公益財団法人全国防犯協会連合会

変更の年月日 平成二十四年一月四日 国家公安委員会告示第五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項の規定により全国暴力追放運動推進センターとして指定を受けた財団法人全国防犯協会連合会から名称及び同法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の名称変更の届出があつたので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十六条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十一日 国家公安委員会委員長 松原 仁 法人の名称

変更前の名称 財団法人全国防犯協会連合会

変更後の名称 公益財団法人全国防犯協会連合会

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の名称

変更前の名称 財団法人全国防犯協会連合会事務所

変更後の名称 公益財団法人全国防犯協会連合会事務所

変更を行った年月日 平成二十四年一月四日

総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省 告示第一号

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十七号）の施行に伴い、及び有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二十号）第四条第五項の規定に基づき、有明海及び八代海の再生に関する基本方針（平成十五年二月六日農林水産省、国土交通省、環境省、告示第一号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年一月三十一日 総務大臣 川端 達夫 文部科学大臣 平野 博文

農林水産大臣 鹿野 道彦 経済産業大臣 枝野 幸男

国土交通大臣 前田 武志 環境大臣 細野 豪志

題名を次のように改める。 有明海及び八代海等の再生に関する基本方針

針 1（一）並びに三の（二）及び（四）を除く。及び2 中「有明海及び八代海」を「有明海及び八代海等」に改める。

1の（一）中「有明海及び八代海」を「有明海及び八代海等」に、「有明海及び八代海」を「有明海及び八代海等」に、「たい積」を「堆積」に、「かんがみ、有明海及び八代海」を「鑑み、有明海及び八代海等」に、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）を「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に改め、同1の（二）中、「次」を「次の」に改め、同1の三の（一）の（一）の前のように加える。

有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成十八年十二月の委員会報告も参考にし、次の再生のための方策に取り組み、1の三の（一）の（一）中「たい肥化施設」を「堆肥化施設」に改め、同1の（一）中「向上」に努めるものとす。の下に「特に、漂着したごみについては、美しく豊かな自然を保護するための海岸

における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）以下「海岸漂着物処理推進法」という。）に基づき、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図るための施策を推進する。」を加え、同1の（一）中「たい積している」を「堆積している」に改め、同1の（一）中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同1の（二）中「有明海沿岸及び八代海沿岸」を「有明海及び八代海等沿岸」に改め、同1の（三）中「可能な」を「可能な」に改め、同1の（一）中「たい積物」を「堆積物」に、「たい積等」を「堆積等」に、「さらに高める」を「更に高める」に改め、同1の（二）中「生活廃棄物等」の下に「海岸漂着物処理推進法に基づき」を加え、同1の（一）中「持ち込み」を「持込み」に改め、同1の（一）中「あり方」を「在り方」に改め、同1の（一）中「見られる」を「みられる」に改め、同1の（一）中「図るため」の下に「有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成十八年十二月の委員会報告も参考にし」を加え、同1の（一）中「たい積」を「堆積」に改め、同1の（一）中「（一）中」を「（一）中」に改め、同1の（一）中「（一）中」を「（一）中」とし、（四）から（六）までを（ハ）から（ニ）までとし、（二）の次に次のように加える。

（ハ） 流入する河川の流域における森林と海流の環境との関係

流入する河川の流域における森林の状況等を把握し、流域の環境との関係に関する調査研究を進める。

1の三の（一）の（一）中「ためには」の下に「漁業者等との連携を進めるとともに」を加え、同1の（一）の（一）中「有明海及び八代海地域」を「有明海及び八代海等地域」に改め、同1の（一）を次のように改める。

（ニ） 赤潮等の漁業被害等に係る支援等 有明海及び八代海等の海域において赤潮等による漁業被害等が発生した場合においては、国及び地方公共団体は、経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあっせんを努めるとともに、代替となる養殖漁場等の施設の整備、赤潮の除去に係る措置の実施等に対する支援その他有明海及び八代海等の海域における赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。